（削る）

第四十五条の二　（略）

（港湾・沿岸海洋研究部に置く室）

第七十二条　港湾・沿岸海洋研究部に、次の六室を置く。

港湾計画研究室
港湾システム研究室
港湾施設研究室
港湾メンテナンス研究室
海洋環境・危機管理研究室
港湾・沿岸防災研究室

（港湾メンテナンス研究室の所掌事務）

第七十六条　港湾メンテナンス研究室は、港湾の保全に係る港湾の施設の維持管理の高度化に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十八条第二項の規定に基づき、国土地理院組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

国土地理院組織規則の一部を改正する省令

国土地理院組織規則（平成十三年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（総務部の所掌事務） **第五条**　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。 （削る） 一・二　（略） 三　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号。第六章を除く。）の施行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 四～二十一　（略） （総務課の所掌事務） **第十二条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 （削る） 一～八　（略）	（総務部の所掌事務） **第五条**　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号。第六章を除く。）の施行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 二・三　（略） （新設） 四～二十一　（略） （総務課の所掌事務） **第十二条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　測量士及び測量士補の登録並びに測量士試験及び測量士補試験の実施に関すること（企画部の所掌に属するものを除く。）。 二～九　（略）

（道路防災研究官）

第四十五条の二　道路交通研究部に、道路防災研究官一人を置く。

2　道路防災研究官は、道路交通研究部の所掌事務のうち、道路の防災に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

第四十五条の三　（略）

（港湾・沿岸海洋研究部に置く室）

第七十二条　港湾・沿岸海洋研究部に、次の六室を置く。

港湾計画研究室
港湾システム研究室
港湾施設研究室
沿岸域システム研究室
海洋環境・危機管理研究室
港湾・沿岸防災研究室

（沿岸域システム研究室の所掌事務）

第七十六条　沿岸域システム研究室は、沿岸域の総合的な利用、開発及び保全に関する計画に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務をつかさどる。